

令和4年1月25日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(ワ)第1465号 損害賠償等請求事件

(口頭弁論終結の日 令和3年11月10日)

判 決

5 兵庫県赤穂市加里屋98番地16

原 告 公益社団法人パワーリフティング協会  
(以下「原告協会」という。)

同 代表者代表理事 古 城 資 久

10 原 告 古 城 資 久  
(以下「原告古城」という。)

原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

15 原告ら訴訟復代理人弁護士

被 告

(以下「被告[ ]」といふ。)

20 被 告 [ ]  
(以下「被告[ ]」といふ。)

被告ら訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告[ ]は、原告協会に対し、88万円及びこれに対する令和2年5月15日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告[ ]は、原告古城に対し、55万円及びこれに対する令和2年5月15

日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 被告らは、原告協会に対し、連帶して22万円及びこれに対する令和2年3月22日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

4 被告[ ]は、原告古城に対し、55万円及びこれに対する令和2年6月28日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

5 被告[ ]は、別紙ウェブサイト目録記載1又は2に掲載された別紙投稿目録記載1ないし7の各投稿を、被告[ ]は、別紙ウェブサイト目録記載1に掲載された別紙投稿目録記載2の投稿をそれぞれ削除せよ。

6 原告協会のその他の各請求をいずれも棄却する。

7 原告古城のその他の各請求をいずれも棄却する。

8 訴訟費用はこれを50分し、その20を原告協会の負担とし、その20を原告古城の負担とし、その7を被告[ ]の負担とし、その余は被告[ ]の負担とする。

9 この判決は、第1項ないし第4項に限り仮に執行することができる。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求

1 被告[ ]は、原告協会に対し、330万円及びこれに対する令和2年5月15日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 被告[ ]は、原告古城に対し、110万円及びこれに対する令和2年5月15日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 被告らは、原告協会に対し、連帶して110万円及びこれに対する令和2年3月22日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

4 被告[ ]は、原告古城に対し、330万円及びこれに対する令和2年6月28日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

5 主文5項同旨

##### 第2 事案の概要

## 1 事案の骨子

本件は、原告らが、被告[ ]において、別紙ウェブサイト目録記載1又は2に別紙投稿目録記載1ないし7の各投稿（これらをそれぞれ「本件投稿1」などいい、各投稿全部を併せて「本件各投稿」という。）を行い、被告[ ]において、本件投稿2を行うとともに、別紙録音目録記載の内容を含む会話の録音データ（以下「本件録音」という。）をダウンロードすることができるURLを貼り付け、ダウンロードに必要なパスワードを記載したメールを原告協会の多数の会員に送信して（以下「本件録音送信」という。）、原告らの名誉を棄損した旨主張して、不法行為に基づき、以下のとおりの損害賠償金と不法行為日又はその後である本件各投稿の最終投稿日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、被告らに対し、各々民法723条に基づき本件各投稿の削除を求める事案である。

(1) 被告[ ]による令和2年2月15日から同年5月15日までの原告協会に

関する投稿（本件投稿1, 3ないし7）

損害賠償金330万円（慰謝料300万円及び弁護士費用30万円）及び令和2年5月15日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払

(2) 被告[ ]による令和2年2月15日から同年5月6日までの原告古城に関する投稿（本件投稿1, 3, 6）

損害賠償金110万円（慰謝料100万円及び弁護士費用10万円）及び令和2年5月15日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払

(3) 被告らによる令和2年3月22日の原告協会に関する投稿（本件投稿2）

損害賠償金110万円（慰謝料100万円及び弁護士費用10万円）及び令和2年3月22日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の連帯支払

(4) 被告 [ ] による令和2年6月28日の原告古城に関する本件録音送信  
損害賠償金330万円（慰謝料300万円及び弁護士費用30万円）及び  
令和2年6月28日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損  
害金の支払

5 2 前提事実

当事者間に争いがない事実並びに証拠（個別に掲記する。）及び弁論の全趣  
旨により容易に認められる本件の前提となる事実は次のとおりである。

(1) 当事者

ア 原告協会は、日本におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表  
する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、国民の体  
力の向上と心身の健全な発達に寄与することを目的とする公益社団法人で  
ある。

原告古城は、令和元年11月24日の社員総会（以下「本件社員総会」  
という。）により原告協会の代表理事に就任し、[ ] 等複数の  
[ ] の理事長を務める者である（甲1）。

イ 被告 [ ] は、[ ] であった者で  
あり、[ ] を務めている。

ウ 被告 [ ] は、原告協会の正会員である。

(2) 本件各投稿及び本件録音送信

ア 被告 [ ] は、令和2年2月15日から同年5月15日までの間、別紙ウ  
エブサイト目録記載1又は2のSNS（f a c e b o o k）において、本  
件投稿1, 3ないし7を行った（甲2の1・3～7）。

イ 被告らは、令和2年3月22日、別紙ウェブサイト目録記載1において、  
本件投稿2を行った（甲2の2）。

ウ 被告 [ ] は、本件録音の内容をクラウド上に上げ、そのURLとパスワ  
ードを記載したメールを、原告協会の会員32名に送信した（本件録音送

信。甲3〔枝番を含む。〕)。

### 3 争点及びこれに関する当事者の主張

#### (1) 本件各投稿及び本件録音送信による原告らの社会的評価の低下

##### ア 原告らの主張

別表の「原告らの主張」欄記載のとおりである。本件各投稿は、公開グループに係るウェブサイトであり、誰でも検索し閲覧することができ、本件各投稿の内容が不特定多数の者に広まることで原告らの社会的評価を低下させたことは明らかである。

##### イ 被告らの主張

別表の「被告らの認否」欄記載のとおりである。

本件訴訟は、原告協会の理事会等の機能を正常化し、コンプライアンスを重視したいなどと考えていた被告らと、それに反対する原告古城らの対立に端を発したものであり、本件各投稿及び本件録音送信を見聞きした者は、「またやっている」程度にしか感じないのであって、原告らの社会的評価は低下していない。

本件録音送信は、32名の限られた者にパスワードを付して配信したものであり、不特定多数にその内容を開示するものではない。

#### (2) 違法性阻却事由の存否

##### ア 被告らの主張

原告協会は、公益法人であり、原告古城は、原告協会の理事かつ[ ]という立場にあるから、原告らに関する指摘は、公共の利害に関するものであり、被告らの本件各投稿及び本件録音送信はもっぱら公益を図る目的でされたものである。

本件投稿1及び6について、原告古城は令和元年10月15日の原告協会の臨時総会で解任されていることと、原告協会の賞罰規定及び役員選任時の条件等に対する細則を合わせると、被告[ ]の意見に相当性があると

評価できる。

また、本件投稿3ないし5について、助成金が少なくなってしまったため大会を開催ができない、アジア大会開催を延期した場合には開催費を返還しなければならないのは真実であり、被告[ ]の意見に相当性があるといえるし、本件投稿7についても、原告協会が参加費返還防止のために退会を開催したという側面もあるのは真実である。

さらに、本件投稿2について、被告[ ]に対する原告協会の措置は著しく不当であるから、被告らの意見には相当性がある。

本件録音送信について、被告[ ]は、原告専務理事の立場にあり、原告古城の子会社のために原告協会から家賃を支出していることを確認しているし、原告古城が周囲の者に対して、原告協会の資金を全額提供していること及び自身を「病院の乗っ取り屋だ」と吹聴していたことも聞き及んでいたので、被告[ ]の意見には相当性がある。

#### イ 原告らの主張

本件投稿1及び6についての被告[ ]の主張は、これら投稿内容の真実性及び相当性を基礎づける主張にはならない。

本件投稿3ないし5について、アジア大会の中止は、助成金の減額のほか、新型コロナウィルス感染状況等の諸事情を考慮したものであるから、本件投稿3ないし5の内容は、真実ではなく、それを真実と信じたことについての相当性もない。本件投稿7についても、国内大会の開催は、新型コロナウィルスの感染状況等の諸事情を考慮したものであり、参加費返還防止のためではないから、本件投稿7の内容もまた、真実ではなく、それを真実と信じたことについての相当性もない。

本件投稿2についての被告らの主張は、その投稿内容の真実性及び相当性を基礎づける主張にはならない。

本件録音送信について、原告古城の子会社のために原告協会から家賃を

支出していること及び原告協会の資金を全額提供していることは真実ではなく、週刊誌に「病院の乗っ取り屋」と記事にされたと述べたことがあるにすぎず、本件録音の内容は、真実ではなく、それを真実と信じたことについての相当性もない。

5 (3) 原告らの損害額と本件各投稿の削除

ア 原告らの主張

(ア) 本件各投稿及び本件録音送信は、別表の「原告らの主張」欄のとおり、原告らの社会的評価を低下させるものである。これに対する慰謝料及び被告らの違法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、次のとおりである。

10 a 被告■の原告協会に対する慰謝料等（本件投稿1, 3ないし7）

慰謝料300万円及び弁護士費用30万円

b 被告■の原告古城に対する慰謝料等（本件投稿1, 3, 6）

慰謝料100万円及び弁護士費用10万円

c 被告らの原告協会に対する慰謝料等（本件投稿2）

慰謝料100万円及び弁護士費用10万円

d 被告■の原告古城に対する慰謝料等（本件録音送信）

慰謝料300万円及び弁護士費用30万円

(イ) 本件各投稿が公開され続けることにより、その内容が誰でも閲覧可能な状態であり、被告らによる名誉棄損行為が継続している。被告らが本件各投稿を削除することは容易かつ費用も要しないことからしても、本件各投稿は早急に削除されるべきである。

15 イ 被告の主張

原告らの上記アの主張は争う。

20 第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件各投稿及び本件録音送信による原告らの社会的評価の低下）

(1) 本件各投稿の摘示事実は、別表の「原告らの主張」欄の各「摘示事実」の項目のとおりで当事者間に争いがない。これらは、原告協会が違法に理事に就任した原告古城を代表理事とし、違法な手続で被告 [ ] の正会員資格を停止し、アジア大会や国内大会をそれぞれ実施するか否かの判断を、選手の安全より原告協会の収益面のみで判断する団体であること、原告古城が違法な手続で本件社員総会の開催を裁判所に申し立て、本件社員総会を開催して理事に就任し、原告協会の理事会で独裁的な組織運営をし、アジア大会の中止を独断で決めたことといった事実摘示であるとともに、被告 [ ] に対するリンチのような処分を行い、原告協会の運営を「卑劣」と評し、「末期症状」であるとの意見や、違法な手続で理事を選任する団体との評価を表明するものでもあって、被告らは、これら本件各投稿をSNS上で公開し、不特定多数の者が閲読可能な状態にしているから（甲4〔枝番を含む。〕），本件各投稿は、原告らの社会的評価を低下させるものであるといえる。

(2) また、本件録音送信の摘示事実のうち、別表の「原告らの主張」欄の「摘示事実」の項目のうち、①ないし③につき当事者間に争いがなく、④につき、被告 [ ] において、原告古城に「乗っ取られた」病院の「理事」が階段から蹴飛ばされて死亡したことやこれをさせたのが原告古城であることを発言しており（甲3〔枝番を含む。〕），その文脈からは、原告古城が当該「理事」を殺害したことを摘示するものであるということができ、被告 [ ] は、これを32名もの原告協会の会員に対し、本件録音の入手方法を伝え、入手した会員が更に不特定多数の者に本件録音を広めることができると想定しているのであるから、本件録音送信は、原告古城の社会的評価を低下させるものであるといえる。

## 2 爭点(2)（違法性阻却事由の存否）

(1) 被告らは、本件各投稿の内容につき、いずれも真実性又は真実と信じるにつき相当性がある旨主張する。

しかし、本件投稿 1 及び 6 について、本件社員総会の開催が裁判所に虚偽の事実を理由に申し立てられ、本件社員総会が嘘の証言により開催され、原告古城が原告協会の理事の欠格事由を有していたことが真実であること及び真実であると信じたことにつき相当であることを認めるに足りる事情は認められないし、本件投稿 3 ないし 5 及び 7 について、アジア大会を中止し、国内大会を開催するとの判断において、助成金の減額や参加費返金といった資金面が影響しているのかもしれないが（乙 1， 2， 8， 10），それのみが理由であって、新型コロナウィルス感染症の感染状況等他の事情が全く考慮されていないと認めるには足りない。本件投稿 2 について、被告 [ ] にされた原告協会の正会員資格停止が著しく不当であるとの被告らの主張は、本件投稿 2 の真実性又は真実と信じるにつき相当性があることを基礎づける事情とはならない。

したがって、本件各投稿の真実性又は相当性についての被告らの主張はいずれも採用できない。

(2) 被告 [ ] は、本件録音の内容について相当性がある旨主張するが、原告古城と被告らが原告協会内部で異なる意見をやり取りする中で（乙 14），被告 [ ] において、本件録音の内容が真実であると信じるにつき相当性を有していたとは認められず、他に上記相当性を認めるに足りる証拠はなく、被告 [ ] の上記主張は採用できない。

### 20 3 爭点(3) (原告らの損害額と本件各投稿の削除)

(1) 本件各投稿及び本件録音送信の各内容や態様に加え、これらが原告協会内における原告古城と被告らとの一連の対立関係の中ではされたものであること等一切の事情を考慮すると、原告らの慰謝料及び被告らの違法行為と相当因果関係のある弁護士費用の各金額は次のとおりとするのが相当である。

25 ア 被告 [ ] の原告協会に対する慰謝料等（本件投稿 1， 3 ないし 7）

慰謝料 80 万円及び弁護士費用 8 万円

イ 被告[ ]の原告古城に対する慰謝料等（本件投稿1，3，6）

慰謝料50万円及び弁護士費用5万円

ウ 被告らの原告協会に対する慰謝料等（本件投稿2）

慰謝料20万円及び弁護士費用2万円

エ 被告[ ]の原告古城に対する慰謝料等（本件録音送信）

慰謝料50万円及び弁護士費用5万円

(2) また、本件各投稿が公開され続ければ、原告らの社会的評価の低下が継続することになり、被告らが本件各投稿を削除することにさしたる負担はないから、被告らにおいて、本件各投稿のうち各自が投稿した分につき削除を命じる必要性がある。

#### 4 まとめ

以上のとおりであるから、(1)原告協会の被告[ ]に対する請求は、88万円及びこれに対する最終の不法行為日（本件投稿7）である令和2年5月15日から、(2)原告古城の被告[ ]に対する請求は、55万円及びこれに対する最終の不法行為日（本件投稿6）の後である令和2年5月15日から、(3)原告協会の被告らに対する請求は、連帶して22万円及びこれに対する不法行為日（本件投稿2）である令和2年3月22日から、(4)原告古城の被告[ ]に対する請求は、55万円及びこれに対する不法行為日（本件録音送信）である令和2年6月28日から各支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、原告らのその余はいずれも理由がない。

#### 第4 結論

よって、原告らの各請求を前記第3の4の限度で認容し、その余をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第5民事部

裁判官

高橋経子

(別紙)

## ウェブサイト目録

### 1 URL

<https://ja-jp.facebook.com/groups/822164341259374/>

グループ名 パワーリフティングをメジャーに

### 2 URL

<https://www.facebook.com/groups/379586856011855/>

グループ名 JPAのことを何でも話し合うグループ

以 上

(別紙)

## 投 稿 目 錄

(本件各投稿の投稿内容の下線部分は、原告らの名誉を毀損する部分であるとして、原告ら訴訟代理人が付したものである。)

1 投稿日：令和2年2月15日。

投稿者：被告

ウェブサイト：本件ウェブサイト1

投稿内容：

「おはようございます。

一昨日、姫路地裁で昨年11月24日の臨時総会での第1号議案、私の正会員資格4年間停止処分の仮停止を勝ち取りました!!

皆様方の御支援のお陰と感謝申し上げます。

さて、あの臨時総会ですが、あれは古城さんと [REDACTED]さんが裁判所やJPA正会員達へ嘘の証言をして行ったものです。

[REDACTED]さんは理事会開催が不可能であるから組織の正常化と運営のために臨時総会が必要だとの声明文をJPAホームページに出しています。

以下抜粋引用。

つきましては、11月24日の16時から、裁判所の許可の下に、臨時社員総会が開催されますので、正会員の皆様には、この総会の場で、今後のJPAの運営を遂行出来る理事を選出して頂きたく存じます。JPAの管轄官庁である内閣府からも、臨時社員総会において、正会員の皆様の力によって、自主的にJPAの運営が正常化されることを期待されているところです。

～引用終わり～

然しながら、[REDACTED]さんは[REDACTED]さん[REDACTED]さん、私の息子達による理事会開催請求を7回に亘って拒絶し、一度は開催を告知しながら前日の夜中止している事実があります。

あの臨時総会は開催自体に大きな瑕疵がありました。

裁判所と全国の正会員を欺いて開催された、無効で違法な臨時総会でした。

その証拠に、JPAでは処分歴のある人間は理事にはなれないと定められていますが、現在の理事で、古城会長、[REDACTED]、[REDACTED]の三名は、臨時総会で解任処分を受けております。

以下、JPA役員選任規程から、

(8) 役員・職員倫理規程、賞罰規程、競技者等に関する規程、公認審判員規程による処分を受けたことがないこと又は処分検討の対象になっていないこと  
～引用終わり～

理事としての資格はない!!!!

内閣府の担当者、スポーツ庁の人間は何してる!!!!!!  
さっさと立ち入り監査して、糺せ!!!!!!!」

- 2 投稿日：令和2年3月22日  
投稿者：被告■，被告■  
ウェブサイト：本件ウェブサイト1  
投稿内容：

【本文】

「本題です。

写真はある大馬鹿者・・・・・・

筆者注・・・・

この大馬鹿者との表記ですが、現在のJPA関係者の何方をも対象としておりません。

公益社団法人の会長をはじめ常務以上をお引き受けであって、更には、就任早々裁判に負け莫大なお金を浪費され、コロナの追い打ちを受けながらも、現在の地位に必死で執心される見上た努力家の方々です。

能力の可否を問わず、大馬鹿者には致しません。

注おしまい。

と闘い始めた時、親友の■氏がプレゼントして下さった書物からです。

私はこの本を読んで、効率が極めて劣る説得作業から、効率の極めて優れる訴訟への方向転換を致しました。

正解でした。

今は、■氏へ感謝申し上げると共に、運よく味方となった幸せを噛みしめております。

あんなお方と敵対したくございません。

敵対するお方は極めて勇気があると存じます。」

【コメント欄】

「少なくとも日本国内においては自力救済禁止の原則があります。仮に、話し合いの解決が出来ない場合は、私人による実力の行使は往々にして抗争に発展します。違法行為の末に不法行為や反社会的行為になりかねない問題が起り、現執行部のようになります。かといって、個人の権利が侵害されているときに、自力救済を禁止すれば画餅になるから、救済措置として裁判所の力を借りて強制的に解決することを目的としています。権利保護、私法秩序維持、紛争解決の為に民事訴訟するか、国家の代理人の検察が社会秩序を維持するかが適法且つ適切な行為です。

提訴するか泣き寝入りをするかの二者択一以外に方法はありません。

公益法人の是正は内紛でも揉め事でもなく至極当然の執行部の義務です。これ

が出来なければ忠実義務違反や特別背任行為です。」

「[REDACTED]さん、愚かな方々が、私が訴訟をちらつかせて自由な言論を阻害し、恐ろしくて発言が出来ない。」

「[REDACTED]県は[REDACTED]がJPAにいる限り9月のクラシックマスターズは開催しないと言っている。」

「このような状況が出来ているので、[REDACTED]の正会員資格を止めねばならない。等を理由にして、私の処分が行われました。」

「リンチ以外の何物でもありません。」

「私は今年の[REDACTED]県のスポーツマスターズに参加して、不手際がないならそれで良し、少しでも不手際があるなら必ず訴えてやるつもりです。」

「その時は絶対に許しません。」

「[REDACTED]さん。自由な発言をすると訴訟になるというのは馬鹿げていますね。訴訟になるような発言は誰でも慎むものです。その範囲で自由闊達な議論が必要です。我々も理事会の不法行為に異議を表すと、倫理委員会にかける、刑事告訴すると公示しました。犯罪構成要件に当たるのなら告訴するべきですし、自認して自首します。」

「[REDACTED]さんに対するリンチほか定款違反、その他の不法行為による個人の実力行使は全て違法行為です。我々は最大限の努力をして解決できない場合は、現執行部のように違法な私人による実力行使は決して行わず、適法に解決すべきです。」

「[REDACTED]の不手際を則裁判には、賛成できかねますが、主催者側も信義則に則り義務を全うする努力をすべきですし、我々も改善を求めて最大限の努力が必要だと思います。その中に決定的な懈怠や義務違反や故意、過失があれば徹底して責任を追及することが大事だと思います。創立者の[REDACTED]のような比類希な人間力があれば求心力も保てますが、人望のない者が組織運営するためには法令順守できる組織に育つほか方法がありません。組織運営の一丁目一番地です。」

3 投稿日：令和2年4月22日

投稿者：被告[REDACTED]

ウェブサイト：本件ウェブサイト2

投稿内容：

「おはようございます。

アジア大会はこちらから断つわたそうです。

コロナと資金繰りの問題だとあります、7月のジャパンクラシックはやる

つもりですから、コロナは口実に過ぎません。

何故ならば、又お得意の書面による理事会でアジア大会返上を決めていますが、本来、返上の提案を APF に行うには、理事会で討議し可決を得ねばなりません。

その議事録はありません。

ですから、今回のアジア大会は、

吉城さんが独断で断って理事会が事後承認した。

■のジャパンクラシックと同じです。

そして、普通なら 12 月のアジア大会をコロナ禍を理由に断つわたのですから、当然 7 月に延期されたジャパンクラシック、8 月に延期された、■県でのフルギヤパワー、更に■国体、9 月■のクラシックマスターズ等は中止を同時発表しないと筋が通りません。

それ等の大会には 1 言も触れていません。

選手と地方協会は大迷惑！！

本心は金が出で行くからやらない。

コロナは気にしてない。

ですね。

選手の安全よりお金が優先。

既に末期症状です。」

4 投稿日：令和 2 年 4 月 23 日

投稿者：被告 ■

ウェブサイト：本件ウェブサイト 1

投稿内容：

「おはようございます。

昨日公益通報を頂きました。

J P A 内部でのメールのやり取りです。

裁判資料にしますので公開致しませんが、ある方が■のジャパンクラシックではエントリー代を返金するのを嫌がって、コロナで参加選手が激減するからこのまま開催する。

延期でも選手から返金の声がでるし、中止なら返さねばならない。

開催して選手が不参加なら返金が要らないから、予定通り開催すべきだ。との意見を述べていました。

更に、今回アジア大会を断って、当然年内の国内大会はする理由がなくなりました。

コロナ禍が理由にありますから、国内でも開催出来ません。

所が、管理理事会内部のメールでは、

非常事態宣言解除から 2 か月間大会を中止する。

3 か月も考慮したが、それだと■のジャパンクラシックが出来なくなるの

で、2か月間とした。

との意味の発言をしております。

地に落ちるとはこの事です。

アジア大会はお金儲からないから止める。

ジャパンクラシックはお金儲かるからやる。

こういう事ですね。

本来、12月のアジア辞めるなら、国内も年内してはなりません。

でないと、IPFやAPFは、

JPAは一体何なんだ！

アジア大会コロナで断って来て、国内はやってるじゃないか！

怪しからん！！

当然の評価です。

年度内全ての活動自粛して、全ての登録費や賛助会員費返還して、補助金などは辞退するのが筋。

それを、

3か月にしたら、      のジャパンクラシックできなくなる??

さんが以下の書きみしています。

最近のJPAについて、誤解が無い様に少し記したいと思います。

毎日の様に、様々な内容に対して、古城会長をはじめ5人の理事さん達が、活発に意見を出し合い話し合いをされています。

(内容は、機密管理上言えません)

但し、誰かを批判したり、非難するような事は、誰からも出て無く、建設的な意見ばかりで大変に、風通しが良い組織に感じています。

現在出されている各通達も、理事の皆さんで活発に意見を出されて対応頂いています。

新型コロナの事を考慮して、「やるべき事」「リスク対応」「不安材料」をテーブルに並べて、みんなの事を考えて対応されていますから、時間は掛かっていますが、ご理解頂けます様、宜しくお願ひ致します。

～引用終わり～

あ~~~~~，猿芝居~~~~~！！！！！

の声も出て来そう・・・」

5 投稿日：令和2年5月1日

投稿者：被告

ウェブサイト：本件ウェブサイト2

#### **投稿內容：**

## 【本文】

11

中止になってしましました?????

何言ってますか、中止にしたの貴方方です。

コロナ禍は言い訳で、本音は助成金大幅カットじゃないですか～～？？？

おかしいじゃないですか、コロナ禍を理由にあげるなら、国内大会も当然全て中止せねば筋が通りません。

そして貴方いってますよ。

私はホントは補助金は嫌いです。もううのは弱い証拠、自立してない証です。

～引用終わり～

これじや中止する理由全くありません。

今回の唐突な中止は全く筋が通りません。

お金ないなら、内閣府の[ ]担当官の指示に基づいて、何時でもお金出せる人を管理理事にしたのですから、さっさと出させれば解決します。

誰にでもわかる道理です。

少し筋の通った事お書きなさい。

私も今回のアジア大会は出るつもりでした。

それを選手に相談もしないで勝手に断って、貴方一体どう責任取るおつもり？」

#### 【コメント欄】

「この作文の原稿はいったい誰の作成か大変興味をそそられます。

実際の質問があって、回答をまとめたものではないはずです。

どんな心境でこの質問を構成したのか、恥ずかしくはないのでしょうか？」

「[ ]さん、普通の精神状態ならありえない文章ですね。

文面に臆病者と卑劣者の匂いがプンプンです。

切っておいて良がった！！！」

6 投稿日：令和2年5月6日

投稿者：被告[ ]

ウェブサイト：本件ウェブサイト2

投稿内容：

「おはようございます。私は何ひとつ複雑な事を要求していません。  
選手たちが安心して楽しく試技を行える環境を作るために、全ての役員達が、  
法令・定款・規程等・を遵守して、常に全ての選手が公平な扱いを受ける事が  
出来る J P A の確立だけです。

更に、私は自身の地位などを要求したことは一度もありませんし、4 年間に  
わたる J P A との闘いも全て自費で賄っております。

所が、JPAでの立場を利用して不当に所得、又は権力等を得たい人達がいて、常に私を妨害致します。

そして、昨年11月24日、不正に臨時総会を開催し、意にそわない4名の理事を解任、私を4年間の資格停止と致しました。

双方の案件は現在姫路地裁にて係争中ですが、当然JPA側に勝ち目はございません。

何故ならば、昨年JPAは瑕疵を認め、私の提訴した処分仮停止申し立てに自ら完全敗訴と同様の和解案を出し、判事の前で和解しております。

彼らの違法総会開催理由は、

■に牛耳られた理事会を解散し、新たに管理理事会を作る。  
と言う物でした。

然し、最初の理由である、私が牛耳った事を虚偽の事実として裁判所に提訴し開催した臨時総会そのものが、私の処分の瑕疵を認めた故、消滅してしまっています。

ですので、この総会で設立された管理理事会は違法なものとなります。

更に、役職員倫理規定には以下の条文がございます。役員職員倫理規程第4条（役・職員の遵守事項）1役・職員は、日本国憲法及び各種法令並びに本協会の定款及び規程類を遵守し、これらに違反してはならない。

～引用終わり～

現在の管理理事会はこの規程に明らかに反しております。

既に管理理事の中で2名が不法行為による損害賠償事件に私に提訴され、現在裁判が進行中です。

当然私は勝訴致しますが、その場合被告となっている理事達は、民事とは言え不法行為を犯したとの裁判所の判断を下されます。この理事はその時点で、役職員倫理規定に違反しますので、当然辞任せねばなりません。

居座るようならば、私はそれらの理事達の解任を裁判にて解任要求を致します。

そうなると更に弁護士費用等多額の出費がJPAに科せられます。

勝ち目がないですから、現時点で理事会を解散し、提訴を避けるべきです。

これ以上選手審判員の登録費を、自分達の保身に浪費する事はあってはならないと考えます。

同じものをJPAフェイスブックコメント欄に書いております。」

7 投稿日：令和2年5月15日

投稿者：被告 ■

ウェブサイト：本件ウェブサイト2

投稿内容：

「おはようございます。

Y a h o o ! からです。

西村経済再生担当相は、緊急事態宣言が一部地域で解除された場合でも、特定警戒都道府県との移動の自粛を引き続き求める考えを示した。

西村経済再生相「解除されたとしても、特定警戒都道府県とそれ以外の解除された県との行き来については、引き続き自粛をお願いしていきたい」

西村経済再生相は、緊急事態宣言が一部地域で解除された場合でも、特定警戒都道府県とそれ以外の34県の県をまたぐ移動について、引き続き自粛を求め、基本的対処方針でも明記する考えを示した。

また、接待をともなう飲食店やライブハウス、カラオケ、スポーツジムなどは、引き続き自粛をお願いする方針を示した。

～引用終わり～

地方協会の役員の多くの方々がスポーツジムを経営されていたり、あるいはコーチ業などで生活をしておられます。

我が[ ]県でも、役員の中で4名の方々がジムを経営し生活をされておられて、私もその一人です。

私のジムでは現在パワーリフティングのトレーニングは出来ません。

10名ほどの選手たちはバーベル環境を失って練習そのものが不可能です。

[ ]県でパワーリフティングのトレーニングが出来る人は数名しかいないと思います。

この点他の都道府県でも同じでしょう。

[ ]県は8月末日までのスポーツイベントへの施設貸し出し禁止をしておりまますし、当然他府県イベント参加へは大きな抵抗があります。

「解除されたとしても、特定警戒都道府県とそれ以外の解除された県との行き来については、引き続き自粛をお願いしていきたい」

以上が国の方針ですし、JPAは内閣府の管轄下にある公益財団法人。

公益の立場からも他の団体以上に国の方針に従う義務があります。

所がJPA管理理事会では登録費獲得と参加費返金防止のため何が何でも全国大会を開催する方向性がうかがえます。

JPAってね、

会長は医師で、専務理事は教育者ですよ！！

以下古城氏発言です。

ジャパンクラシックへのものです。

自主的不参加なら返金は発生しないので、大会会場で十分な注意喚起を行い、このままが良い。

～引用終わり～

当然専務理事も同じご意見なのだと推測出来ます。

要するにお金返すの嫌だから開催したいのです。

お金と選手役員の安全と

どっちが大事なんだ！！」

以上

(別紙)

## 録音目録

(以下は、本件録音の1分20秒～4分10秒を抜粋したものである。)

被告 [ ] : まあ予定どおりです。

A : 予定どおり。無茶なやり方やなー。

B : どこから古城さん出てきた。ふつふ。いつの間にか湧いてきて。

被告 [ ] : そうなんですよ。

B : うん、なんで。だ、誰が引っ張ったんすかね。

被告 [ ] : いや誰も引っ張ってないんですけども。[ ] をどうやこうや言うた  
ときには。事務所がないって場所借りないかん。古城は、お金持つ  
とるはずやから、ちょっと短期世話なろかと。ところが、古城お金  
100円も出さんとですね、自分とこの秘書、毎日朝晩鍵開け閉めで、  
謝金3000円毎日、あの[ ] とて、ほんで事務員3人も4人も一  
ト雇って、ほんで本人左団扇涼しいこんなんしとて。全部協会か  
ら金出て、で古城の子会社に、家賃全部はろうて、その相場の倍ほ  
どの家賃を。利益相反。

(この間、被告[ ]以外の者の会話等、聞き取り困難である。)

被告 [ ] : で結局ね、JPAは、古城が全部金出してるんだーいうて、あっち  
向いてこっち向いて嘘ばっかりついで回ってですね。で、こんなこ  
とやった。もうとにかくね、あの、病院の乗っ取り屋ですわ。で、  
どうしても倒産間際でややこしいこと多いでしょ。でそこへ入って、  
自分が買い取って、ただそういう問題が諸々あるから、もう普通よ  
りもう半値でしかよう買わんと。それでええんやったら、あの、買  
わしてくれと。で自分が後ちゃんと責任もって、適切に運営できる  
ように立て直すって約束して、乗っ取ったら、もう、その、[ ] も  
み消し、や、[ ] もみ消し、一緒。もうそんなんも全部なかったこ  
とにして、誤魔化して、だからもうみんな病院関係者怒っとんですよ。  
買収された側は。でその中である1名は、元検察上がりの、検  
察定年の人が、えー、理事になったんですけどね。その理事が、全  
部追及するって、専務か常務かなんかなって。その協会のことやり  
かけたら、後ろから階段蹴飛ばされて、80おいくつやったんでね、  
亡くなつて。んでもうその隙に証拠類全部燃やして、終わり。これ  
全部誰がさしたか言うたら古城です。はっはっは。無茶苦茶で  
すよ。

以上

## 別表

		原告らの主張	被告らの認否
本件投稿1 (投稿者被告 [ ] )	掲示事実	①本件社員総会は、原告古城及び訴外 [ ] が裁判所や全国の原告協会の正会員に対して嘘の証言をして開催されたものである。 ②原告古城、[ ] 及び [ ] は、本件社員総会で解任処分を受けており、原告協会の理事欠格事由が存在するにもかかわらず理事に就任した。	認める。
	意見ないし論評	原告古城らが理事に選任された本件社員総会は違法かつ無効なものである。	不知。
	社会的評価の低下	①原告協会は、違法に理事に就任した原告古城を代表理事とする団体であるとして、その社会的評価が低下した。 ②原告古城は、裁判所や全国の原告協会の正会員に対して嘘の証言をするなど違法な手段を用いて本件社員総会を開催し、理事欠格事由があるにもかかわらず原告協会の理事に就任したとして、その社会的評価が低下した。	いずれも争う。
本件投稿2 (投稿者被告ら)	掲示事実	原告協会は、[ ] 県協会から、被告 [ ] が原告協会の正会員である限り令和元年9月のクラシックマスターズを開催しないと連絡を受けたことなどを理由に、被告 [ ] の正会員資格を停止した。	認める。
	意見ないし論評	原告協会の被告 [ ] 対する正会員資格停止は、被告 [ ] 対するリンチのようなものであって違法である。	認める。
	社会的評価の低下	原告協会は、被告 [ ] の正会員資格を停止する正当な理由がないにもかかわらず、違法にこれを停止したとして、その社会的評価が低下した。	争う
本件投稿3 (投稿者被告 [ ] )	掲示事実	原告協会がアジアクラシックパワー [ ] 大会(以下「アジア大会」という。)を中止したのは、新型コロナウイルス感染症を理由とするものではなく、原告協会の助成金の出費を避けるといった原告協会の資金繰りのみを理由とするものであり、その中止は、原告古城が独断で決定し、その後原告協会の理事会が事後承認したものである。	認める。
	意見ないし論評	原告協会は、選手の安全よりも原告協会の資金面を優先しており、末期症状である。	不知。
	社会的評価の低下	①原告協会は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、選手の安全よりもその資金面を優先する団体であり、原告古城が独裁的な組織運営をし、独断で大会の中止を決定するなど内部統制が及んでいないとして、その社会的評価が低下した。 ②原告古城は、理事会の他の理事の意見を聴取することなく独裁的な組織運営をし、独断で原告協会の資金面を理由としてアジア大会を中止したとして、その社会的評価が低下した。	争う。
本件投稿4 (投稿者被告 [ ] )	掲示事実	原告協会は、アジア大会について儲からないから中止する一方で、国内大会は儲かるし、延期した場合には参加費を返金する必要があるから開催した。	認める。
	意見ないし論評	アジア大会を中止したのであれば、当然年内の国内大会も中止すべきであって、原告協会の運営は不健全で問題があり、末期症状である。	不知。
	社会的評価の低下	原告協会は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、選手の安全を考えずには原告協会の収益のみを考えて大会の中止を検討するような団体であって、不健全で問題があり、末期症状であるとして、その社会的評価が低下した。	争う。

別表

本件投稿5 (投稿者被告)	掲示事実	原告協会がアジア大会を中止したのは、新型コロナウィルス感染症を理由とするものではなく、助成金の出費を大幅に削減することを理由とするものである。	助成金の出費を大幅に削減することを理由とするものではないか、と疑問に思っているだけである。 不知。
	意見ないし論評	原告協会の運営は卑劣である。	
	社会的評価の低下	原告協会は、新型コロナウィルス感染症が蔓延する中、選手の安全を考慮することなく団体の御製金の出費を大幅に削減する事のみを目的として大会を中止するような団体であるとして、その社会的評価が低下した。	争う。
本件投稿6 (投稿者被告)	掲示事実	本件社員総会は、原告古城らが裁判所に虚偽の事実を理由として臨時社員総会の開催を申し立てることによって、開催されたものである。	認める。
	意見ないし論評	原告古城らが理事に選任された本件社員総会は違法なものである。	本件社員総会が結果的に違法となっていることを指摘するものである。
	社会的評価の低下	①原告協会は、違法に理事に就任した原告古城を代表理事とする団体であるとして、その社会的評価が低下した。 ②原告古城は、裁判所に対して虚偽の事実を理由として臨時社員総会の開催を申し立てるなど違法な手段を用いて本件社員総会を開催したとして、その社会的評価が低下した。	争う。
本件投稿7 (投稿者被告)	掲示事実	原告協会は、登録費獲得及び参加費返金防止のために全国大会を中止しなかった。	認める。
	社会的評価の低下	原告協会は、新型コロナウィルス感染症が蔓延する中、選手の安全を考慮することなく登録費獲得及び参加費返金防止という原告協会の収益のみを考えて全国大会を中止しなかったとして、その社会的評価が低下した。	争う。
本件録音送信 (送信者被告)	掲示事実	①原告古城は、原告協会に一切金員を提供しない一方で、原告協会の財産から、ほかの事務員に対する給与や原告古城の子会社のために、高額な家賃を支払っている。 ②原告古城は、原告協会の資金を全額提供していると周囲に嘘をついて回っている。 ③原告古城は、倒産間際の病院に対して経営を立て直す旨約束して半値で買い叩くものの、買収後はその約束を反故にするため、病院関係者が憤怒している。 ④原告古城は、買収した病院の理事(検察官を定年退職)を階段から蹴り飛ばして殺害し、証拠類を燃やすなどして隠滅した。	左記の①ないし③は認め、④は否認する。
	意見ないし論評	①上記①の掲示事実に係る原野国古城の行為は、原告協会の利益と相反するものである。 ②原告古城は、病院の「乗っ取り屋」である。	左記の①及び②は認め、③は否認する。
	社会的評価の低下	原告古城は、原告協会の財産を私的に流用している、原告古城による病院の買収及びその後の経営に問題があり、悪意を持って病院を「乗っ取って」いる、買収した病院の理事を殺害して証拠を隠滅したとして、その社会的評価が低下した。	争う。

これは正本である。

令和4年1月25日

神戸地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 生田秀樹

